

泉佐野市報道提供資料

タイトル	水道料金等の定住促進減免の適用期間を2年間に延長します！
内 容	<p>■目的 現在、本市の定住促進施策の一環として、水道料金等の定住促進減免を実施していますが、制度の拡充を図り、平成29年1月から減免適用期間を最長2年間（変更前は1年間）に延長します。</p> <p>■減免する金額及び適用期間 （金額）1か月につき10m³までの水道料金（最大1,080円）とメーター使用料（※下水道使用料は減免されません） （期間）2年間</p> <p>■減免の方法 原則として、請求金額から差し引きます。</p> <p>■減免の要件 次のすべての要件を満たしていることが必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（1）平成28年3月1日から平成31年3月31日までの間に、本市に転入の届出をした単身者で、1年以上継続して本市に住民登録を置く見込みがあること</p> <p>（2）市内の居住用住宅に生活の本拠を置き、本市の水道料金を負担していること</p> <p>（3）減免の申請時、15歳以上65歳未満の者であること</p> <p>（4）本市の水道料金の滞納がないこと</p> </div> <p>※ 既に単身で市内に居住しており、本市に転入の届出を行うことで要件を満たす場合は、減免の申請を行うことができます。</p> <p>※ 生活保護の扶助の適用を受けている場合や当該減免を過去に受けたことがある場合は、料金の減免はできません（減免の期間中に市内転居し、減免の期間に残存期間がある場合を除く）。</p> <p>※ 既に、減免の適用を受けている人も減免適用期間が延長されます（再申請不要）。</p> <p>■申請の方法 「転入単身世帯水道料金等減免申請書」に必要事項を記入のうえ、平成31年4月30日までに上下水道局へ提出（持参、郵送、FAX、電子メール）してください。 ※申請書は転入手続時に市役所市民課でお渡しします。また、上下水道局の窓口で配布のほか、上下水道局のホームページからもダウンロードできます。</p>
問合先	<p>泉佐野市上下水道局 上下水道総務課 担当：峯・山下 〒598-0021 大阪府泉佐野市日根野1928番地 Tel：072-467-2800 FAX：072-467-1801 E-mail：jyouge-so1@city.izumisano.lg.jp</p>